

厚岸道立自然公園

公園計画書

(沿革)

公園区域

昭和30年 4月19日 公園区域の指定 (北海道告示第 680号)

公園計画

昭和39年 4月15日 公園計画の決定 (北海道告示第 894号)

昭和43年 5月15日 公園計画の変更 (北海道告示第 969号)

昭和45年 5月21日 公園計画の変更 (北海道告示第1266号)

昭和51年 7月28日 公園計画の変更 (北海道告示第2680号)

平成元年 5月1日 公園計画の変更 (北海道告示第 686号)

平成4年 2月12日 乗入れ規制地域の指定 (北海道告示第 174号)

平成8年 6月18日 公園計画の変更 (北海道告示第 939号)

平成15年 8月22日 公園計画の変更 (北海道告示第1479号)

平成30年10月2日 公園計画の変更 (北海道告示第 661号)

特別地域

昭和51年 7月28日 特別地域の指定 (北海道告示第2681号)

北海道環境生活部環境局自然環境課

目 次

第1	基本方針	1
1	現況および特性	1
2	計画の基本方針	2
(1)	保護の方針	2
(2)	利用の方針	2
第2	公園区域	2
第3	保護計画	3
1	特別地域	3
(1)	第1種特別地域	3
(2)	第2種特別地域	3
(3)	第3種特別地域	5
(4)	乗入れ規制地域	8
2	普通地域	9
第4	利用施設計画	10
(1)	単独施設	10
(2)	道路	14
ア	車道	14
イ	歩道	18
(3)	運輸施設	20
資料	(地域地区別町別面積総括表)	22

第1 基本方針

1 現況および特性

この地域一帯は広く第三紀層におおわれており、これが海蝕により削られ、比較的高いところは丘となり、低いところは湖沼湿原となった、他に類例をみない典型的な海蝕準平原である。

この隆起した台丘性に最高地点は厚岸地区は129m、昆布森地区で205mに過ぎないが、海岸は屈曲が多く、40～80mの海蝕崖が十数kmにわたって連続し、特異な沿岸風景を形成している。

厚岸湖は隆起が完全でなかった部分が入り湾として残された鹹水湖であり、周囲約25km、面積約32km²、最深部約6.9m、平均深度は約2mの潟湖で湖岸は何れも低湿地で囲まれ、西側に巾約700mの湖口があって厚岸湾につらなり、湖中にはカキ礁がある。

火散布沼は細長く数箇の湾入があり、長さ約3km、最大巾約1.3kmで、面積約300haを有し、藻散布沼は排水口を加えて長さ約1.6km、面積45haである。深度は何れも3m以下で、底質は排水口近くを除き大部分は腐植質よりなっている。

この地域の植生は、丘陵地の大半が天然林におおわれている。樹種はトドマツ・タケカンバ・シナノキ・ミズナラなどの針広混交林で、少量のイチイ・エゾマツなどを交え、一部にはイチイ・シロエゾマツ・アカエゾマツの学術参考保存林がある。

海岸台地の草原は、ヒオウギアヤメ、ヤマブキシヨウマ、ミヤマビヤクシン、ユキワリコザクラ、エゾタカラコウなどが群生し、とくに厚岸アヤメが原および昆布森セキネツブのヒオウギアヤメは放牧の結果生じたものとされているが、魅力ある風景をくりひろげている。

浜中および琵琶瀬湾西方には3,000haにおよぶ霧多布大湿原が発達し、そのうち950haは泥炭形成植物群落として天然記念物に指定されている。その主たる植物は、モウセンゴケ・ツルコケモモ・ワタスゲ・クシロハナシノブ・イソツツジなど三十数類におよび、流入河川は蛇行し、池沼も点在し、広大な湿原の初夏の花盛りは、みごとである。

また、海浜の一部、厚岸湖周辺、カキ島などには塩湿性植物群落が発達し、アツケシソウをはじめ、シバナ・ウミミドリ・ハマアカザ・シカギクなどが混生している。

とくにカキ島は無植物状態から海岸植物発達の順序を示す好例として天然記念物に指定されている。

この地域近海には、暖寒流の影響でアザラシをはじめ海洋生物が豊富であり、厚岸湖のカキは古来有名である。また厚岸湾周辺は現在では北海道唯一のニシン漁場であり、サンマ・マス・サケ・コンブなどの漁獲も多い。

この地域はまた海鳥や野鳥の生棲にも適し、大黒島のコシジロウミツバメは我が国唯一の繁殖地であり天然記念物の指定を受け、めずらしいエトピリカなどもよくみかけるところで、厚岸湖周辺、アイカップ崎および仙鳳趾は鳥獣保護区の指定をうけている。

冬季厚岸湖には多数のオオハクチョウが訪れまた、周辺の湿原にはタンチョウヅルが飛来する。

そのほか別寒辺牛川口などはカモの猟場としても名高い。

厚岸周辺のオソナイ山、カムイ岩付近にはアイヌのチャシ跡や、多数の竪穴住居跡の存在が知られている。

この地域は東部北海道ではもっとも古くからひらけたところで文化元年（1804年）

には国泰寺が建設され、ここに伝わる「日鑑記」は有形文化財に指定され、また附近にはサクラの古木も多い。

アイカップ崎には北大理学部臨海実験所および科学博物館があり、ともに自然科学的資料を一般に公開し、附近にある道有林樹木見本園とともに教化施設としての利用が期待されている。

この地域の産業は主として林業、水産業、牧畜業であり、その他の産業は特筆するほどのことはない。

区域の大半は厚岸地区では道有林、昆布森地区では国有林となっており、海岸沿いおよび湖周辺の風致上重要な部分は魚つき、土砂崩壊防備、または防霧保安林で漸伐作業を行なっているために、風致維持との競合はほとんど考えられない。

水産業は主として市街地または部落を根拠地として行なうため、風致維持上支障は少ない。

また農地はきわめて少なく、一部の林地や草原には牛馬が放牧されているが、現在のところ風致維持や利用との摩擦は少なく、むしろ牛馬は好ましい点景とみなされている。

この地域の利用は主として国泰寺からアイカップ崎、チンベのアヤメが原を結ぶ線に集中し、一部霧多布湿原や湯沸岬にもおよび、年間利用者約80万人と推定されているが、道路網の整備と相まって、一般観光、魚釣り、舟遊、キャンプなど、多様式のレクリエーション地域として利用の増大が期待されている。

2 計画の基本方針

(1) 保護の方針

この公園の特徴は海岸丘陵、海蝕崖、湖沼、湿原およびそれらをおおう植生などが一体となってつくり出す北方海岸風景にあるため、これらの総合的環境に留意しつつ必要な利用施設を整備する。

霧多布湿原、大黒島、厚岸湖、カキ島はそれぞれ文化財保護法または条例により保護されているが、公園としても極めて重要な要素であるため厚岸地区にあるイチイ・シロエゾマツ保存林とともに第1種特別地域とし、風致に支障をおよぼす行為を制限し、その保護につとめる。

アイカップ崎から鯨浜にかけての海岸、厚岸湖北岸、火散布沼周辺、仙鳳趾半島などは、風致上および利用上重要な地域であるため第2種特別地域とし、無統制な行為による風致の荒廃を防ぐこととする。

その他は第3種特別地域とし、風致の維持につとめ、厚岸、浜中の集落地は普通地域とし風致上の規制を行なわない。

(2) 利用の方針

この公園の重要公共施設計画は道路網の整備充実にあり、関係機関の協力を得て幹線道路の完全整備とこれに伴う利用地点への枝線道路を整備する必要がある。

アイカップ崎、アヤメが原、琵琶湖、湯沸岬、尻羽岬、円山、十町瀬などの主要利用点にはピクニック、展望、レクリエーションなどを主とした園地を整備する。

また厚岸地区のアイカップ崎には北大臨海実験所、科学博物館、道有林樹木園などの自然科学教化施設があり、更にこれら施設の強化と環境園地の整備につとめる。

第2 公園区域

この公園の区域は、別添図面のとおりである。その面積は21,523 haで、関係町は次のとおりである。

厚岸郡厚岸町の一部（沿岸の島しょ、岩礁を含む。）

厚岸郡浜中町の一部（沿岸の島しょ、岩礁を含む。）

釧路郡釧路町の一部（沿岸の島しょ、岩礁を含む。）

第3 保護計画

1 特別地域

(1) 第1種特別地域

都道府県名	区 域	面積 (ha)
北 海 道	厚岸郡浜中町地内 厚岸郡浜中町霧多布泥炭形成植物群落天然記念物指定区域の全部、厚岸郡浜中町大字琵琶瀬村、大字浜中村の各一部	2,113
	厚岸郡浜中町地内 道有林厚岸経営区31、42林班の各一部	24
	厚岸郡厚岸町地内 厚岸郡厚岸町大黒島の国有未開地の全部、厚岸郡厚岸町大黒島1、2、3の1、3の2、4、5、7、8、9、10、11番地の全部（周辺の岩礁、島しょを含む）	107
合 計		2,244

(2) 第2種特別地域

都道府県名	区 域	面積 (ha)
北 海 道	厚岸郡浜中町地内 道有林厚岸経営区41、43、44、45林班の各全部 厚岸郡浜中町大字散布村字北ノ沢、字火散布、字藻散布の各一部	1,668
	厚岸郡厚岸町地内 道有林厚岸経営区17、18、19林班の各全部 厚岸町有林177、178林班の各全部 厚岸郡厚岸町大字別寒辺牛村の一部	1,004
	厚岸郡厚岸町地内 道有林厚岸経営区2、3、4、5林班の各全部及び1林班の一部	1,511

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	北海道大学厚岸臨海実験所用地 厚岸郡厚岸町奔渡町、筑紫恋、床潭、末広、愛冠、登喜岱の各一部（沿岸の岩礁を含む。）	
	厚岸郡浜中町 道有林厚岸経営区47林班の全部 厚岸郡浜中町大字散布村字藻散布一部（沿岸の岩礁を含む。）	224
	厚岸郡厚岸町地内 厚岸町有子野日公園用地の全部	16
	釧路郡釧路町地内 国有林釧路事業区5い、イ～ヌ・7い～ぬ、か、イ～ハ、ホ・8い～ち、イ～ヌ林班の各全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村の国有未開地の一部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村の道有海浜地の一部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老若舞30、33、34番地の全部及び村道の一部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学1の乙、20の1、22の1番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字分遣瀬1の1～3、20、21の1、2番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老若舞甲1、1の1～12、2の1～20、3、3の1・3、4、5の1・3、6、10の1、22の1、26の1・3、27の1・2、28の1・2、29、31の1～4、32の1～4番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老若舞沢1の1番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学甲1、甲2、1の1・2、2、3、4の1～13、5の1・2、6の1. 2、7～9、13、13の1～4、14の1・2、16の1、17の1～3、18、19、20の2～5、21、22の2～14、24、27～32番外1号地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字去来牛1、1の2、6、16の1・2、17～19、22～37番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字サルキウシ1、2、2の1・2、3、4、5の1番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字別尺泊1の1・2、14～20、22～25番地の全部	755

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字オタクバウシ13の(1) ・2～4・6・8～10番地の全部及び13の1番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ヲタモエ1、2番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字海岸9番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字シルツパ岬の1の1・2番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ポントラウシ12の1・2、19番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村ヲクトスベ1番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ナシ11番地の全部 (沿岸の岩礁を含む。)	
	合 計	5,178

(3) 第3種特別地域

都道府県名	区 域	面積 (ha)
北 海 道	厚岸郡浜中町地内 厚岸郡浜中町大字後静村、大字浜中村の各一部	116
	厚岸郡浜中町地内 道有林厚岸経営区46林班の全部及び31、42林班の各一部	537
	厚岸郡浜中町地内 道有林厚岸経営区36、37、38、39、40林班の各全部 厚岸郡浜中町大字琵琶瀬村字新川、字一番沢、字二番沢、字四番沢、大字散布村字渡散布の各一部	1,250
	厚岸郡厚岸町地内 道有林厚岸経営区20、21、22、23、26林班の各全部 厚岸郡厚岸町大字別寒辺牛村字チライカベツの一部	1,299

都道府県名	区 域	面積 (ha)
北 海 道	厚岸郡厚岸町地内 道有林厚岸経営区6、7、8、9、10、11、12、 13、14、15、16、50、51、52、53林班 の各全部 厚岸郡厚岸町東梅の全部及び奔渡町登喜岱の各一部	4,055
	厚岸郡浜中町地内 道有林厚岸経営区48、49、54林班各全部 厚岸郡浜中町大字散布村字藻散布の一部	692
	厚岸郡厚岸町地内 厚岸郡厚岸町(厚岸湖)の一部	364
	釧路郡釧路町地内 国有林釧路事業区3い・4へ、ロ・6いへと、イ～ハ・ 7る～わ、よ、た、ニ、へ・9い、イ・10い、イ～ト ・11へ、イ、ロ林小班の全部 釧路郡釧路町大字昆布森村の国有林開地の一部 釧路郡釧路町大字昆布森村の道有海浜地の一部 釧路郡釧路町大字昆布森村字来止鳳1、4、7、9、番 外1号番地の全部及び2番地の一部 釧路郡釧路町大字跡永賀村の国有未開地の一部 釧路郡釧路町大字跡永賀村の道有海浜地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字十町瀬1、1、1の1・2、 2、2、2の1～6、3、3の1～3、4の1～6、5、 10、10、11～18番地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字トマチセ1の1～16番地 の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字浦雲泊1の1～6、2の1 ～4、甲1、甲2、甲2の1・2、甲3、3、3の1・ 2、4、5の1・2、6、7、9の1・2、10の1・ 2、12～20、21の1・2、22～27、28の1 ～3、29、30、33～36、38、42、43の1 ～3、44の1・2、45、46番地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字ポイントマリ8番地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字跡永賀5、44～52番地 の全部 釧路郡釧路町大字跡賀村字アトエカ1の5番地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字跡永賀1の1・2、2、2 の1、3、4、4、5、6、6の1・2、7～9、9の	1,289

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	<p>1～3、10の1、11、11、12、13の1・2、 14～19、番外1号番地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字アトエカ1の1～4・6～ 9番地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字冬窓床甲2の1、15番地 の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字冬窓床甲1の1・2、甲2 の2、1、2、2、2の乙、2の1・2、3、3、4、 4、5、5、6、6、7～14、16、17、18の1 ・2、22、24～26番地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字ブイマ12、12、13、 14、20、21番地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字初無敵1の2、2の2、1 6番地 釧路郡釧路町大字跡永賀村字初無敵1の1、2の1、3 の1・2、4の1・2、5の1・2、6～13、15番 地の全部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字ナシ2の1、5の1番地の 全部及び村道の一部 釧路郡釧路町大字跡永賀村字ナシ1の1～4、2の2～ 5、3の1～5、4、5の2～8、10の1～8番地の 全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村の国有未開地の一部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村の道有海浜地及び道道の一部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字入境学1、1、4、11～ 14番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村の村道の一部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字入境学1の1～7、甲1、 2の1・2、3～5、6の1・1、7～10番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字賤夫向1、1の1・2、2 の1・2、3番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字古番屋甲1、乙、1、2、 11、15、17、18、19の1～6、20～24番 地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ユキラナイ21番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字フルセンポウシ2の1・2 番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字シヨシヤモナイ1～3番地 の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字別太3番地の全部</p>	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ベツブト1、2、12番地の全部 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字ナシ1、2、10甲・乙、15番地の全部	
	厚岸郡浜中町大字霧多布村の一部 (沿岸の岩礁を含む。)	213
	合 計	9,815

(4) 乗入れ規制地域

都道府県名	区 域	面積 (ha)
北 海 道	厚岸郡浜中町地内 厚岸郡浜中町霧多布泥炭形成植物群落天然記念物指定区域の全部、厚岸郡浜中町大字琵琶瀬村、大字浜中村の各一部	2,175
	合 計	2,175

2 普通地域

都道府県名	区 域	面積 (ha)
北 海 道	厚岸郡厚岸町地内 道有林厚岸経営区1林班の一部 厚岸郡厚岸町梅香町、有明町、御供の各全部及び湾月町、 若竹町、松葉町、奔渡町の各一部	328
	厚岸郡厚岸町地内 厚岸郡厚岸町筑紫恋の一部	51
	厚岸郡厚岸町地内 厚岸郡厚岸町床潭の一部 (小島を含む。)	64
	厚岸郡厚岸町地内 厚岸郡厚岸町末広の一部	54
	厚岸郡厚岸町地内 厚岸郡厚岸町(厚岸湖)の一部	2,850
	厚岸郡浜中町地内 厚岸郡浜中町大字榊町、大字浜中村字暮帰別、字浜中、 大字後静村字ルリラン、大字琵琶瀬村字新川、字嶮暮帰 の各全部及び大字霧多布村、大字琵琶瀬村字琵琶瀬、大 字散布村字渡散布、字養老散布、字火散布、字藻散布の 各一部 (沿岸の岩礁を含む。)	939
合 計	4,286	

第4 利用施設計画

(1) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

番号	種 類	位 置
1	園 地	厚岸郡厚岸町 (アイカップ崎)
2	園 地	厚岸郡厚岸町 (子野日公園)
3	博 物 館	厚岸郡厚岸町 (アイカップ崎)
4	水 族 館	厚岸郡厚岸町 (アイカップ崎)
5	植 物 園	厚岸郡厚岸町 (アイカップ崎)
6	園 地	厚岸郡厚岸町 (大黒島)
7	園 地	厚岸郡厚岸町 (アヤメが原)
8	園 地	厚岸郡浜中町 (湯沸岬)
9	野 営 場	厚岸郡浜中町 (湯沸岬)
10	展 望 施 設	厚岸郡浜中町 (榊町)
11	園 地	釧路郡釧路町 (尻羽岬)
12	駐 車 場	釧路郡釧路町 (尻羽岬)
13	野 営 場	釧路郡釧路町 (尻羽岬)
14	展 望 施 設	釧路郡釧路町 (円山)
15	駐 車 場	釧路郡釧路町 (円山)
16	休 憩 所	釧路郡釧路町 (アヤメヶ丘)
17	駐 車 場	釧路郡釧路町 (アヤメヶ丘)
18	駐 車 場	釧路郡釧路町 (初無敵)

整備方針	摘要
アイカップ崎を探勝する拠点となる園地とする。	昭和 51 年 7 月 28 日 北海道告示第 2680 号
厚岸地方における自然探勝の拠点として、園地を整備する。	〃
地域の歴史、自然等を中心に解説する施設とする。	〃
厚岸地方の海中生物を中心に解説する施設とする。	〃
樹木観察を中心として、自然と触れ合う施設とする。	〃
大黒島における海鳥観察の拠点として、園地を整備する。	〃
原生花園を探勝する拠点として、園地を整備する。	〃
湯沸岬における自然探勝の拠点となる園地とする。	〃
湯沸岬における利用に対応した野営場とする。	〃
霧多布湿原を展望する施設とする。	〃
尻羽岬における自然探勝の拠点として、園地を整備する。	〃
尻羽岬における知用に対応した駐車場とする。	〃
尻羽岬における利用に対応した野営場を整備する。	〃
円山周辺の自然環境を展望する施設を整備する。	〃
円山における利用に対応した駐車場を整備する。	〃
アヤメケ丘における自然探勝の拠点として、休憩所を整備する。	〃
アヤメケ丘における利用に対応した駐車場を整備する。	〃
海蝕崖を探勝する拠点として、駐車場を整備する。	〃

番号	種	類	位	置
19	園	地	釧路郡釧路町	(十町瀬)
20	宿	舎	釧路郡釧路町	(十町瀬)
21	園	地	厚岸郡厚岸町	(アイニンカップ岬)
22	園	地	厚岸郡厚岸町	(チカラコタン)
23	園	地	厚岸郡浜中町	(アゼチノ岬)
24	園	地	厚岸郡浜中町	(水源地)
25	園	地	釧路郡釧路町	(知方学)
26	宿	舎	釧路郡釧路町	(知方学)
27	植	物	園	釧路郡釧路町 (知方学)
28	休	憩	所	釧路郡厚岸郡浜中町 (別尺泊)
29	野	営	場	厚岸郡厚岸町 (アイカップ崎)
30	園	地	厚岸郡浜中町	(霧多布湿原)

整備方針	摘要
海蝕崖を採勝する拠点として、園地を整備する。	昭和 51 年 7 月 28 日 北海道告示第 2680 号
十町瀬における利用に対応した宿舎を整備する。	〃
厚岸海岸を採勝する拠点として、園地を整備する。	〃
厚岸湖を採勝する拠点として、園地を整備する。	〃
厚岸海岸を採勝する拠点として、園地を整備する。	〃
磯遊びの拠点として、園地を整備する。	〃
海蝕崖を採勝する拠点として、園地を整備する。	〃
知方学における利用に対応した宿舎を整備する。	〃
釧路町周辺の植物を中心に解説する施設を整備する。	〃
海蝕崖を採勝する拠点として、休憩所を整備する。	〃
アイカップ崎の利用に対応した野営場とする。	平成元年 5 月 1 日 北海道告示第 686 号
霧多布湿原を採勝する拠点となる園地とする。	〃

(2) 道路

ア 車道

車道を次のとおりとする。

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	厚岸浜中海岸線	起点－厚岸郡厚岸町（奔渡・道立自然公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（後静・道立自然公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（湯沸岬）	藻散布沼 火散布沼 霧多布湿原
2	アイカップ崎線	起点－厚岸郡厚岸町（奔渡・道立自然公園境界） 終点－厚岸郡厚岸町（筑紫恋） 終点－厚岸郡厚岸町（アイカップ崎）	国泰寺
3	床 潭 線	起点－厚岸郡厚岸町（床潭・車道分岐点） 終点－厚岸郡厚岸町（末広・車道合流点）	
4	アヤメが原線	起点－厚岸郡厚岸町（末広・車道分岐点） 終点－厚岸郡厚岸町（チンペノ鼻）	
5	糸魚沢藻散布線	起点－厚岸郡厚岸町（糸魚沢・道立自然公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（藻散布・車道合流点）	
6	茶内火散布線	起点－厚岸郡浜中町（三番沢・道立自然公園境界） 終点－厚岸郡浜中町（火散布・車道合流点）	
7	糸魚沢風潤線	起点－厚岸郡厚岸町（糸魚沢） 終点－厚岸郡厚岸町（登喜岱・車道合流点）	
8	尻 羽 岬 線	起点－釧路郡釧路町（老者舞・車道分岐点） 終点－釧路郡釧路町（尻羽岬）	知方学
9	初 無 敵 線	起点－釧路郡釧路町（初無敵・道立自然公園境界） 終点－釧路郡釧路町（初無敵）	
10	十 町 瀬 線	起点－釧路郡釧路町（十町瀬・車道分岐点） 終点－釧路郡釧路町（十町瀬）	
11	有 明 線	起点－厚岸郡厚岸町（有明・車道分岐点） 終点－厚岸郡厚岸町（奔渡・車道合流点）	

整 備 方 針	摘 要
厚岸町、浜中町における公園利用の幹線車道とする。	昭和 51 年 7 月 28 日 北海道告示第 2680 号
アイカップ崎に到着する車道とする。	〃
アイニカップ崎に到達する車道とする。	〃
アヤマが原及びチンベノ鼻に到達する車道とする。	〃
糸魚沢から藻散布に到達する車道とする。	〃
茶内から火散布に到達する車道とする。	〃
糸魚沢から厚岸湖を経て、登喜岱に到達する車道とする。	〃
尻羽岬に到達する車道とする。	〃
海蝕崖の景観眺望に供する車道とする。	〃
海蝕崖の景観眺望に供する車道とする。	〃
厚岸湖からアイカップ崎に到達する車道とする。	〃

番号	路線名	区間	主要経過地
1 2	知方学線	起点—釧路郡釧路町（知方学・車道分岐点） 終点—釧路郡釧路町（知方学）	
1 3	昆布森山鳳趾線	起点—釧路郡釧路町（昆布森・道立自然公園境界） 終点—釧路郡釧路町（仙鳳趾・道立自然公園境界）	
1 4	霧多布湿原線	起点—厚岸郡浜中町（新川・車道分岐点） 終点—厚岸郡浜中町（六番沢・道立自然公園境界）	霧多布湿原

整 備 方 針	摘 要
海蝕崖の景観眺望に供する車道とする。	昭和 51 年 7 月 28 日 北海道告示第 2680 号
釧路町における公園利用の幹線車道とする。	〃
湿原の景観眺望に供すると共に、茶内から霧多布に到達する車道とする。	平成元年 5 月 1 日 北海道告示第 686 号

イ 歩道

歩道の次のとおりとする。

番号	路線名	区間	主要経過地
1	奔渡風潤線	起点－厚岸郡厚岸町（奔渡） 終点－厚岸郡厚岸町（風潤沢）	東梅
2	チンペノ鼻線	起点－厚岸郡厚岸町（末広） 終点－厚岸郡厚岸町（末広・歩道合流点）	
3	厚岸アヤマが原線	起点－厚岸郡厚岸町（東梅） 終点－厚岸郡厚岸町（末広）	
4	湯沸海岸線	起点－厚岸郡浜中町（アゼチの岬） 終点－厚岸郡浜中町（湯沸岬）	
5	仙鳳趾知方学線	起点－釧路郡釧路町（仙鳳趾・道立自然公園境界） 終点－釧路郡釧路町（知方学）	
6	来止臥十町瀬線	起点－釧路郡釧路町（来止臥・道立自然公園境界） 終点－釧路郡釧路町（十町瀬）	
7	北海道自然歩道線	起点－厚岸郡厚岸町（奔放・道立自然公園境界） 終点－厚岸郡厚岸町（愛冠岬） 終点－厚岸郡厚岸町（末広・アヤマが原） 起点－厚岸郡浜中町（藻散布） 終点－厚岸郡浜中町（霧多布） 終点－厚岸郡浜中町（湯沸岬） 終点－厚岸郡浜中町（榊町・道立自然公園境界）	

整備方針	摘要
厚岸湖を探勝するための歩道として新設及び改良を行い、快適な利用を図る。	昭和 51 年 7 月 28 日 北海道告示第 2680 号
厚岸浜中海岸線車道からチンペノ鼻に到達する北海道自然歩道へ經由する歩道として、既存歩道の改良を行い、快適な利用を図る。	平成 15 年 8 月 22 日 北海道告示第 1479 号
奔渡風潤線歩道から厚岸浜中海岸車道に到達する歩道として既存歩道の改良を行い、快適な利用を図る。	昭和 51 年 7 月 28 日 北海道告示第 2680 号
アゼチの岬から湯沸岬に到達する歩道として新設及び改良を行い、快適な利用を図る。	〃
尻羽岬に到達する歩道として新設を行い、快適な利用を図る。	〃
釧路町海岸を探勝するための歩道として新設を行い、快適な利用を図る。	〃
北海道自然歩道のうち愛冠岬、アヤマが原及び湯沸岬に至る探勝歩道として整備を図る。	平成 15 年 8 月 22 日 北海道告示第 1479 号

(3) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

番号	路線名	種類	区間	主要経過地
1		係留施設	厚岸郡厚岸町（奔渡）	
2		係留施設	厚岸郡厚岸町（大黒島）	
3	厚岸湖内線	船舶運送施設	起点－厚岸郡厚岸町（奔渡） 終点－厚岸郡厚岸町（奔渡）	

整 備 方 針	摘 要
既存施設の整備を図る。	昭和 51 年 7 月 28 日 北海道告示第 2680 号
既存施設の整備を図る。	〃
厚岸湖における海上探勝の利用に供する。	〃

(資料)

地域地区別町別面積総括表

(単位：ha)

地域地区 町名	特 別 地 域				普通地域	合 計
	第1種	第2種	第3種	小 計		
厚 岸 町	107	2,531	5,673	8,311	3,347	11,658
浜 中 町	2,137	1,892	2,853	6,882	939	7,821
釧 路 町	0	755	1,289	2,044	0	2,044
合 計	2,244	5,178	9,815	17,237	4,286	21,523